第四十五条第一項中「第百七十四条第二項及び第四項」を「第百七十四条第三項及び第五項」に、「第百七十四条第二項中」を「第百七十四条第三項中」に改める。

第四十八条の十第四項中「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改める。

第四十八条の十六第五項を削り、同条第六項中「第四項の」を「前項の」に改め、同項を同条第五項とする。

第五十条の二中「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に、「第百九十三条第二項第四号」を「第百九十三条第二項第五号」に改める。

第五十三条第二項中「第四号から第六号まで、第八号及び第九号」を「第五号から第七号まで、第九号及び第十号」に改める。

第五十四条第四項中「これらに」を「これらの規定に」に改める。

第五十四条の二に次の一項を加える。

12　第二項、第四項若しくは第六項、第八項又は第十項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、第三項、第七項、第九項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

第六十二条中「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に改める。

（意匠法の一部改正）

第三条　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章　再審及び訴訟（第五十三条―第六十条の二）」を「第六章　再審及び訴訟（第五十三条―第六十条の二）　第六章の二　ジュネーブ改正協定に基づく特例（第六十条の三―第六十条の五）　第一節　国際登録出願（第六十条の三）　第二節　国際意匠登録出願（第六十条の六―第六十条の二十三）」に、「第六十条の三」を「第六十条の二十四」に改める。

第十三条―第六十条の二）

第十条の二第二項ただし書及び第三項中「第二項（」の下に「これらの規定を」を加え、「第四十三条の二第三項」を「第四十三条の三第三項」に改める。

第十五条第一項中「まで」の下に「、第六項及び第七項」を加え、「及び第四十三条の二」を「並びに第四十三条の三」に、「第四十三条第二項」を「第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時」と、同条第二項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「三月」と」の下に「、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と」を加える。

第二十六条の二第三項に後段として次のように加える。

当該意匠権に係る意匠についての第六十条の十二第一項の規定による請求権についても、同様とする。

第四十三条に次の一項を加える。

4　登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

第四十五条中「並びに」を「及び」に、「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第五十八条第一項中「第百七十四条第四項」を「第百七十四条第五項」に改め、同条第四項中「第百七十四条第二項」を「第百七十四条第三項」に改める。

第六十条の三を第六十条の二十四とする。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二　ジュネーブ改正協定に基づく特例

第一節　国際登録出願

（国際登録出願）

第六十条の三　日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する外国人は、特許庁長官に意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）第一条(vii)に規定する国際出願（以下「国際出願」という。）をすることができる。この場合において、経済産業省令で定める要件に該当するときは、二人以上が共同して国際出願をすることができる。

2　前項の規定による国際出願（以下「国際登録出願」という。）をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な物件を提出しなければならない。

（意匠登録出願に関する規定の準用）

第六十条の四　第六十八条第二項において準用する特許法第十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）及び第十八条第一項の規定は、国際登録出願に準用する。

（経済産業省令への委任）

第六十条の五　前二条に定めるもののほか、国際登録出願に関しジュネーブ改正協定及びジュネーブ改正協定に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、経済産業省令で定める。

第二節　国際意匠登録出願に係る特例

（国際出願による意匠登録出願）

第六十条の六　日本国をジュネーブ改正協定第一条(xiii)に規定する指定締約国とする国際出願であつて、その国際出願に係るジュネーブ改正協定第一条(vi)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）についてジュネーブ改正協定第十条(3)(a)の規定による公表（以下「国際公表」という。）がされたものは、経済産業省令で定めるところにより、ジュネーブ改正協定第十条(2)に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）にされた意匠登録出願とみなす。

2　二以上の意匠を包含する国際出願についての前項の規定の適用については、同項中「された意匠登録出願」とあるのは、「国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願」とする。

3　第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願（以下「国際意匠登録出願」という。）に係るジュネーブ改正協定第一条(viii)に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記録された次の表の上欄に掲げる事項は、第六条第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。